

(様式 2 - 2)

志津川漁港の指定施設に係る指定管理者の指定について

1 施設概要

施設名 志津川漁港の指定施設（林防波堤横泊地、南防波堤横泊地、大森護岸横泊地及び大森防波堤横泊地②）

所在地 本吉郡南三陸町志津川字林地先（林防波堤横泊地）
本吉郡南三陸町志津川字南町地先（南防波堤横泊地）
本吉郡南三陸町志津川字旭ヶ浦地先（大森護岸横泊地）
本吉郡南三陸町志津川字旭ヶ浦地先（大森防波堤横泊地②）

2 募集期間

令和 7 年 7 月 1 5 日から令和 7 年 8 月 2 9 日まで

3 応募団体（1 団体）

宮城県漁業協同組合

4 審査日程

第一次審査（書類審査） 令和 7 年 9 月 2 2 日から令和 7 年 1 0 月 6 日まで
第二次審査 令和 7 年 1 0 月 3 0 日

5 審査方法

令和 7 年 1 0 月 3 0 日に宮城県水産林政部指定管理者選定委員会を開催し、公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 3 条に規定する選定基準により、下記の項目について審査を行い候補者を選定した。

審査項目	審査の視点	配点
計画の内容及び実現性	・施設の設置目的を踏まえた管理運営方針になっているか。 ・人員体制及び配置計画は、施設の業務に十分対応できるものであるか。 ・施設の維持管理計画が適正であるか。 ・現金の取扱等、使用料の管理は適切であるか。 ・利用者サービス向上に向けた取組計画が計画されているか。 ・利用者の増加に向けた取組がなされているか。 ・事故の防止対策、事故が発生した際の体制づくりが的確になされているか。 ・防犯及び防災に対する対応体制が適切か。 ・個人情報保護の考え方は適切か。 ・情報の管理体制は適切か。	4 0 点
申請者の能力	・安定的な運営が可能となる人的能力を備えているか。 ・安定的な運営が可能となる経済的な基盤を備えているか。 ・施設の管理実績は十分か。 ・事業に対する取組姿勢は適正か	4 0 点
収支計画	・経費の積算、配分等が適切であり、実現性・具体性があるか。 ・宮城県の見込んでいる金額を超えていないか。 ・施設の管理、運営以外の目的に費用が計上されていないか。	2 0 点

6 選定委員の氏名等

	氏 名	所属・職
委 員 長	佐 藤 崇	宮城県水産林政部副部長（技術担当）
副 委 員 長	伊 藤 栄 明	宮城県小型船安全協会会長
委 員	斎 藤 ま ゆ み	有限会社まるきた商店代表取締役
委 員	清 水 仁 美	ヒトミコンサルティング代表
委 員	日 下 啓 作	宮城県水産林政部水産業基盤整備課長

7 採点一覧表

団体名	審査項目	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	合 計	摘 要
宮 城 県 漁 業 協 同 組 合	計画の内容及 び実現性	2 6		2 8	2 7	2 7	1 0 8	指定管理者 候補者
	申請者の能力	3 0		3 0	3 0	3 0	1 2 0	
	収支計画	1 2		1 2	1 2	1 3	4 9	
	合 計	6 8		7 0	6 9	7 0	2 7 7	

8 指定管理者候補者の指定管理予定価格（収支計画）

収入総額 5,405,000円（うち県指定管理料 5,405,000円）

支出総額 5,405,000円

9 指定管理者候補者

団体名 宮城県漁業協同組合

代表者 代表理事組合長 寺沢 春彦

所在地 石巻市開成1番27

10 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日

11 選定理由

- （1） 管理運営を行う人材体制が適切に計画されている。また、事務所が当該施設の近隣に存在することにより、即応性が確保され、利用者の利便性や安全対策についても、必要な知識や技能を有するなど、適正な計画であると認められた。
- （2） 当該団体は、海に精通した職員で組織され、また、これまでも指定管理者として適正に管理を行っているなど、指定管理者としての能力を充分有していると認められた。
- （3） 収支計画については、経費の節減を図り、効率的な管理運営ができるものと認められるなど、県への貢献が期待できる。

12 指定管理者候補者の指定の手続

宮城県水産林政部指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ、上記9の指定管理者候補者を、令和7年11月県議会の議決を経た上で、令和7年12月18日に指定管理者に指定した。